

改新かいしんの詔みことり

その一として言う。昔の天皇らが設定した子代こしろの民、各地の屯倉みやけ、およびその他の臣・連・伴造・国造・村首の所有している部曲かきべの民、各地の田莊たどころ（豪族の私有田）を廃止する。……

その二として言う。初めて都を整備し、畿内きない・国司・郡司・関所・斥候せつこう（敵情を探る役）・防人さきもり・駅馬はゆま（官の用事に使う早馬）・伝馬てんま（役人の往来などに使う馬）を設置し、および鈴すず（駅馬・伝馬を使用するためのあかし）と契しるし（関所の割符）を作り、地方の行政区画を定めよ。……

その三として言う。初めて戸籍こせき・計帳けいちよう・班田収授はんてんしゆうじゆの法を作る。……

その四として言う。旧来の課役を廃止し、田からの徴税を行う。……そのほかに戸こを単位とする税を徴収する。